

市立学校におけるいじめ重大事態に関する調査報告書（公表版）

1 事案の概要

小学校低学年児童（以下「対象児童」という。）に対し、令和 7 年 9 月、複数の上級生が対象児童の帽子を取り上げ、他の児童へ投げ渡したり、投げ捨てたりする行為（以下「帽子回し」という。）を複数日にわたり繰り返し行った。また、対象児童が帽子を取り返せないよう体の後ろに隠す行為や、班旗で帽子をつつく行為も認められた。これらの行為により、対象児童は強い不安、恐怖及び屈辱感を抱き、長期間にわたり欠席する状況となった。本事案は、令和 7 年 9 月 2 6 日に対象児童の保護者からの申出により発覚した。その後、対象児童の所属校（以下「学校」という。）のいじめ防止委員会で協議を行い、いじめ防止対策推進法第 2 条に規定するいじめに該当すると判断し、いじめ事案として認知した。

2 重大事態調査に至る経緯

当初、学校は関係児童への聞き取りや指導を実施したものの、事実認識に相違があり、十分な解決には至らなかった。このことから、対象児童は、いじめにより相当の期間欠席することを余儀なくされている疑いがあるものとして、いじめ防止対策推進法第 2 8 条第 1 項第 2 号に規定された重大事態（不登校重大事態）の調査を行った。

3 調査の概要

調査は令和 7 年 1 1 月 2 5 日から令和 8 年 1 月 1 5 日まで実施された。調査は学校内に調査チームを設置し、教育委員会と連携のうえ、対象児童及び関係児童等への聞き取りにより行われた。

4 事実経過及び事実認定

調査の結果、帽子回しは特定の日に限定されるものではなく、複数の日にわたり、複数の上級生児童が関与して行われた可能性が高いことが確認された。帽子回しの具体的な回数や全ての関与児童については特定に至らなかったものの、継続的な行為により対象児童が強い精神的苦痛を受けていたことは明らかである。また、行為のきっかけや詳細については、対象児童と関係児童との間で認識の差があり、すべての事実の一致には至らなかった。

5 学校の対応について

本事案においては、いじめの認知及び対応に関して複数の課題が認められた。第一に、対象児童の訴えに対し、その心情や被害感に十分に寄り添う姿勢が不足していた点である。第二に、初期段階において組織的な対応が十分に機能せず、いじめ防止委

員会を中心とした対応が図られなかった点である。第三に、不十分な事実確認のまま保護者へ説明を行ったことにより、保護者との信頼関係を損なった点が挙げられる。これらの対応が結果として対象児童の登校困難を長期化させた要因の一つとなった。

6 再発防止に向けた取組

本事案を踏まえ、学校では再発防止のための取組を実施する。具体的には、いじめ防止委員会の定期的な開催と全教職員による情報共有の徹底、複数の教職員による児童観察体制の構築、対象児童に寄り添った丁寧な聞き取りの実施、保護者との積極的な連携、関係機関との連携強化などである。また、長期欠席児童に対しては、状況に応じてオンライン学習等を含めた学習支援の充実を図る。

本事案は、学校が対象児童の訴えを十分に重く受け止めることができず、結果として対応の遅れを招いた事案である。このことは、いじめの初期対応の重要性と組織的対応の必要性を改めて示すものである。今後は、児童一人一人の小さな変化を見逃さず、安心して学校生活を送ることができる環境づくりに全校を挙げて取り組む必要がある。